# 社会保険





白鳥庭園の紅葉(名古屋市)

●令和元年9月1日に「日・中社会保障協定」が発効しました

- ●11月はねんきん月間です
- ●健康保険こんなとき 出産に伴う2つの給付「出産育児一時金」「出産手当金」
- ●コラム ~日本の健康・世界の健康~
- ●「社会保険事務講習会」開催のお知らせ
- ●「アイススケート滑走料」「スキーリフト券」「いちご狩り」各補助券発行のご案内

・事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を**、** 愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。

なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

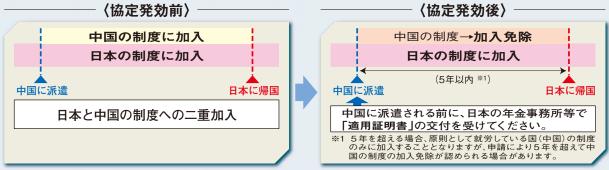
No. 536 2019年11月 (隔月発行)

職場内で回覧しましょう

# 令和元年9月1日に「日・中社会保障協定」が発効しました

●日・中社会保障協定により日本から中国(中国から日本)に派遣される被用者の方(海外駐在員等)については、日本の年金制度(国民年金又は厚生年金保険)と中国の年金制度(被用者基本老齢保険(駅工基本养老保险))への二重加入が解消されます。

### 1 日本から中国に派遣される被用者の方(海外駐在員等)



- (注)協定発効前より中国に派遣されて就労している被用者の方も、協定発効日から起算して5年間は中国の制度への加入が免除されます。
- ●適用証明書の交付申請は、事業主様より日本年金機構の年金事務所又は事務センターで行ってください。
- ●適用証明書交付申請書は、日本年金機構ホームページから入手することができます。
- ●交付された適用証明書は中国の社会保険料徴収機関に提出してください。
- ●次の方<sup>(※2)</sup>は、日・中社会保障協定による中国の年金制度の加入免除の対象者とならないため、適用証明書は交付されません。

※2 中国国内の企業に現地で直接雇用される方、中国で自営業者として就労する方、日本の年金制度に任意加入している方

### 2 中国から日本に派遣される被用者の方(海外駐在員等)

- ●日本への派遣開始から5年間は、中国の年金制度のみに加入し、日本の年金制度への加入が免除されます。
- (注)協定発効前より日本に派遣されて就労している被用者の方は、協定発効日から起算して5年間は日本の年金制度が免除されます。

### 【適用証明書の交付手続及びその後の手続】

- ●日本への派遣前に中国の社会保険管理センターに適用証明書の交付申請をしてください。
- ●日本への派遣後は必要に応じ日本の年金事務所に対し適用証明書を提示してください。
- ●協定発効前より日本に派遣され就労している被用者の方については、日本の年金制度における被保険者資格の喪失手続きが必要となりますので、中国で交付された適用証明書を日本の年金事務所等に提示の上、日本の年金事務所等へ「資格喪失届」を提出してください。

### 〈資格喪失届 記入の注意点〉

「⑦ 備考」欄には、「3.その他」を○で囲み、[ ] に「社会保障協定による喪失」と記入してください。



- (注)日・中社会保障協定により被用者の方が日本の年金制度の加入免除となる場合、同行している配偶者の方(発効前に国民年金第3号被保険者である方)も加入免除となりますので、「国民年金第3号被保険者関係届」(資格喪失のための届)を年金事務所等へ提出してください。なお、同行している配偶者の方が日本の年金制度への加入を希望する場合には、国民年金第1号被保険者になることができます。
- ●日本国内の企業に直接雇用される方、日本で自営業者として就労する方、中国の年金制度に任意加入している方は、日・中社会保障協定による日本の年金制度の加入免除の対象者とならないため、中国から適用証明書は交付されません。
- ●日・中社会保障協定により、日本の年金制度の加入を免除される方に国民年金加入のご案内が届いた場合には、年金事務所に連絡するようご説明願います(適用証明書の提示を求められる場合があります)。

詳細につきましては、日本年金機構ホームページでご確認ください。

日本年金機構 社会保障協定

Q検索

# 11月は ねんきん月間

年金の日

### 年金保険料、納めていますか? この機会に年金加入状況の確認を!

### 日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

公的年金は、老後の支えとしての役割だけでなく、若い時に障害を負ってしまった場合や、家計の支え手 を亡くした場合にも、もらうこと(障害年金、遺族年金)ができます。

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。 この機会に、公的年金について考えてみませんか?

「ねんきん月間」の趣旨は、ホームページをご覧ください。

● 日本年金機構ホームページ https://www.nenkin.go.jp/

### 「ねんきん月間」の取組内容 -

- ●市区町村役場、大学、祭事会場、商業施設など、全国各地のさまざまな場所で、年金事務所職員などによ る出張年金相談を行います。
- ●大学や高校などで、学生向け年金セミナーを実施します。
- ●「わたしと年金」エッセイの優秀作品を発表します。(日本年金機構ホームページ上)
- ●国民年金保険料の納付案内を積極的に実施します。



この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みに ついてご理解いただきますようお願いします。



## 大切なお知らせ」「ねんきん定期便」をお届けしています

### 1. 「ねんきん定期便」の概要

年金制度への理解を深めて頂くこと等を目 的に、毎年誕生月に、ご自身の年金記録を記載 した「ねんきん定期便」をお送りしています。 右図のように、「ねんきん定期便」は年 齢によって形式や記載される内容が異なり ます。

区 分		送付形式	内容		備考
毎年 (節目の 年以外)	50歳未満	はがき	直近1年間の 情報	これまでの加入実績に 応じた年金額	被保険者の誕生月に郵送
	50歳以上	1077 C		年金見込額	
節目の年	59歳		全期間の年金 記録情報	年金見込額	
	35歳、45歳	封 書		これまでの加入実績に 応じた年金額	

### 2. 便利な「ねんきんネット」にご登録を

「ねんきんネット」は、インターネットを通じていつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身 の年金記録を確認できる便利なサービスです。ぜひご登録ください。電子版ねんきん定期便のサービスもご 利用でき、パソコンにダウンロードすれば、管理や保存に便利です。

詳しくはWEBで! ねんきんネット Q検索 https://www.nenkin.go.jp/n\_net/

### 20歳等の方へのアクセスキー通知書

初めて年金制度に加入された後、すぐに「ねんきんネット」に登録できるよう、簡単に登録するための「ア クセスキー」を郵送しています。

#### 3. 海外に居住中の方へ

海外に居住中の方にも、海外のご住所に「ねんきん定期便」を郵送できます。

#### 4. 「ねんきん定期便」が届かない方へ

住所が正しく届出されていないと「ねんきん定期便」をお届けできない場合があります。

ご住所が変わられた場合は、お手数ですが次のいずれかの窓口へ住所変更届をご提出ください(マイナン バーと基礎年金番号が紐付いている方は、原則届出は不要です)。

- (1) 国民年金に加入されている方(国民年金第1号被保険者)→市・区役所または町村役場の国民年金担当窓□へ
- (2) 厚生年金保険に加入されている方→お勤め先の会社などへ
- (3) 会社員や公務員の被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)→配偶者のお勤め先の会社などへ

### 5. 「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ

お問い合わせは下記専用番号へ

050で始まる電話でおかけになる場合は

0570-058-555 (ナビダイヤル) (東京) 03-6700-1144 (一般電話)

受付時間:月曜日 午前8:30~午後7:00 火~金曜日 午前8:30~午後5:15 第2土曜日 午前9:30~午後4:00

- ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
- ※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。



### 健康保険こんなとき

っさんいく じ いち じ きん

# 出産に伴う2つの給付「出産育

健康保険では妊娠85日以上の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶を 「出産」としています。

正常分娩に保険証は使えませんが、健康保険から2つの給付が受けられます。

### ·出產育児一時金-

被保険者または被扶養者が出産したときに 出産費用などの補助として支給されます。

### 出產手当金·

被保険者が出産のために仕事を休み、 その間の給与を受けられないときに支給されます。

## 

-出産育児一時金

支給額は一児につき42万円(40万4千円※) ①産科医療補償制度未加入の分娩機関

※カッコ内は下記の出産の場合

- ②妊娠22週に満たない出産



この一時金の受け取りを分娩機関とする「直接支払制度」を利用するなら、 本人は差額を支払うのみ。

- 出産費用45万円

たとえば出産費用が45万円なら ▶自己負担は3万円で済みます

直接支払制度利用で 時金の42万円は分娩機関へ 3万円



出産手当金

支給額は

支給開始日以前の継続した12か月間の | 各月の標準報酬月額を平均した額の <del>1</del>000 ×<u>2</u>×支給日数

たとえば標準報酬月額が18万円の方が98日間休んだ場合▶支給額は39万2,000円となります

### こんなケース

- ●予定日に出産し、98日間休み(無給)
- ●支給開始以前12か月の 各標準報酬月額の平均は18万円

計算式に当てはめると

- 1 日額(1日あたりの金額)を計算▶日額は4,000円
  - 18万円÷30日=6,000円(10円未満四捨五入) 6,000円× $\frac{2}{3}$ =4,000円(1円未満四捨五入)

支給金額は日額×支給日数▶支給金額は39万2,000円

4.000円×98日=39万2.000円

## 受付日から10営業日で支給

ただし、未記入など書類の不備や確認が必要な 場合はお時間をいただく場合があります。

土日祝日を除く

10営業日

**1**5

## 申請は2年以内に

- 出産育児一時金は、出産の翌日から2年以内
- ●出産手当金は、出産のため労務に服さなかった 日ごとにその翌日から2年以内

2年を過ぎると時効となり、お支払いができなく なりますので、申請はお早めにお願いします。

申請のタイミング

(協会けんぽ) (日本年金機構) (ハローワーク)

# 産休から復職までの「健康保険」「年金」「雇用保険」の申請・

出產 したら

協 会

出産育児一時金 支給申請書

(直接支払が主流)

金

被扶養者 (異動)届\*

(生まれた子の保険証)

市区町

出牛届 児童手当認定申請 子ども医療証交付申請

産休中(産前産後休業)

育休中(育児休業)

復 韷

協 会 限度額証申請

(帝王切開など。 間に合わなければ高額療養費) 協 出產手当金支給申請書\*

(産休中の休業補償)

育児休業等取得者 金 終了届\*

(予定より前に育休終了)

年 金

産前産後休業 取得者申出書\*

(産休中の保険料免除)

育児休業給付受給 資格確認票\*

(初回のみ:

給付金受給の資格確認・賃金登録)

產前產後休業終了時 金 報酬月額変更届\*

(産休後3か月の平均)

年

産前産後休業 取得者変更(終了)届\*

(産休期間の変更)

育児休業給付金 支給申請書\*

(育休中の休業補償)

育児休業等終了時 報酬月額変更届\*

(育休後3か月の平均)



[\*|は

会社も関わる手続き

育児休業等取得者 金 申出書\*

(育休中の保険料免除)

養育期間標準報酬月額 特例申出書\*

(年金額を従前の標準報酬月額で計算)



「傷病手当金」「出産手当金」など

年末の健康保険の給付金 申請書の提出はお早めに

年内に お支払 できる 目安

12 受付分まで

協会けんぽの紙面(4、5ページ)についてのお問い合わせはこちら



# 全国健康保険協会 愛知支部

協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入 者様向けのものです。

健康保険組合の加入者様は、内容 が異なる場合があります。

📮 手続きは郵送でお願いします。

ホームページはこちらから 協会けんぽ 愛知

# コラム ~日本の健康・世界の健康~

# ● ジェネリック医薬品の普及に向けた医療現場の課題

名古屋大学大学院医学系研究科国際保健医療学·公衆衛生学教室 准教授 平川 仁尚

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生 労働省の認可を得て製造販売される、新薬(先 発医薬品)と同じ有効成分を含み、先発医薬品 と治療学的に同等であるとされる医薬品です。 ジェネリック医薬品は、一般的に先発医薬品に 比べて薬価が安く、味や形状など、飲み易さを 工夫しているものが多いため、新薬と比べても 優れているジェネリック医薬品もあります。後 発医薬品を普及させることは、患者満足度を向 上させ、医療保険財政の改善に資するものです。 厚生労働省では、平成25年4月に「後発医薬 品のさらなる使用促進のためのロードマップ」 を策定し、ジェネリック医薬品の使用促進に向 けた取組を進めています。さらに、平成27年 6月の閣議決定において、平成29年度に70% 以上とするとともに、更なる使用促進策を検討 し、平成30年度から平成32年度末までの間の なるべく早い時期に80%以上とする、新たな 数量シェア目標が定められました(平成30年 9月時点で72.6%)。

そこで今回、現場レベルのジェネリック使用 促進策を検討するために、全国健康保険協会(協 会けんぽ) 愛知支部の協力を得て、試験的な小 規模調査を実施しました。具体的には、令和元 年7月に、診療科の異なる医師3名と医療情報 担当者1名を対象に、個別に深層インタビュー を実施しました。インタビューでは、「医師の 視点から見たジェネリック医薬品の使用促進へ の課題」をテーマに自由に、率直な意見を述べ ていただきました。そして、その音声データを 内容分析と呼ばれる質的分析手法を用いてまと めました。その結果、「医師の態度」「患者の態度」 「システム化」「広報・宣伝」の4つのテーマが 抽出されました。

### 医師の態度

医師のジェネリック医薬品に対する印象は必 ずしも良いものではないという意見が出されま した。ジェネリック医薬品の名前を一つひとつ 憶えるのは大変だと不満を漏らす医師や、ジェ ネリック医薬品の中には化合物のような名前の ものもあり、「体に悪そう」と心配する患者が いるのではという意見もありました(〇〇を減 らすので○○トールのように、新薬は一般的に かわいい名前が多いとのこと)。

### 患者の態度

ジェネリック医薬品を選ぶのを躊躇している 患者がいるという意見がありました。例えば、 新薬からジェネリック医薬品に変更することで 体調が崩れるのではと心配する患者がいるとい う意見がありました。安い=粗悪というイメー ジを持っている患者もいるという意見もありま した。

### システム化

複数のジェネリック医薬品から一つを選ぶの は手間なので、病院の採用薬を一種類にしてほ しい、その方が処方ミスも減るのではという意 見がありました。また、電子カルテ上で新薬と ジェネリック医薬品との差額表示があると患者 への説明の際に便利という意見がありました。

### 広報宣伝

「ジェネリック」という言葉自体が一般の人 には難しいのではないかという意見がありまし た。また、ジェネリック医薬品の医療情報担当 者は少なく、医師への啓発も少ないと感じてい ました。ジェネリック医薬品の更なる普及のた めには、患者(被保険者)への広報宣伝の強化 とともに、医師への啓発も必要であることが示 唆されました。

# 受講者募集! 社会保険事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。

新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交代されました事業所の方など、受講を ご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

### ▶**開催日時・会場** 各会場とも午後2時開始、午後4時15分終了予定(受付:午後1時30分から)

開催月日	会場	所 在 地	定員(名)
1月16日(木)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)中会議室1203	名古屋市中村区名駅4-4-38	70
1月17日(金)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)中会議室1203	名古屋市中村区名駅4-4-38	70
1月21日(火)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	80
1月22日(水)	尾張一宮駅前ビル(i-ビル)大会議室	一宮市栄3-1-2	70
1月23日(木)	豊橋商工会議所 401会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	40
1月24日(金)	刈谷市総合文化センター(アイリス)501~503講座室	刈谷市若松町2-104	70
1月27日(月)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち)中会議室1203	名古屋市中村区名駅4-4-38	70

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

### 講習内容

- 1. 社会保険制度の仕組みについて
- 2. 健康保険・厚生年金保険の適用、保険料について
- 3. 健康保険給付の手続きについて
- **請** 1. 日本年金機構 職員
  - 2. 全国健康保険協会愛知支部 職員

### 申込資格

- ○2019年度の社会保険協会費を納入していただいた会 員事業所の方
- ○2019年2月21日から2019年8月20日までの間に新 規適用となった事業所の方

### ◆受講料 無料

### ▶申込期限 各会場とも開催日の1週間前まで

- ※先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込 みください。(1事業所2名様まで)
- ※定員に達した会場は、申込期限前であっても受付を締 め切らせていただきます。

(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会 保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書等 をFAXでお送りいたします。

(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

# 施設利用会員証託行。更新のご案内

ホテル等の契約施設を優待料金でご利用できる「施設利用会員証」を発行いたします。 現在すでに「施設利用会員証」をお持ちの方は、有効期限が2020年3月31日となってい ます。引き続き利用される場合は、改めて「会員証」の発行が必要となります。

「会員証」の発行を希望される会員事業所の方は、当協会ホームページから『施設利用 会員証』申込書をダウンロードのうえ郵送にて愛知県社会保険協会までお申込みくださ い。(個人でのお申し込みはできません)

# △ 施設利用会員証 一般財団法人 愛知県 社会保険協会 有効原順 2023年3月31日 ● その他 宿泊施設(8施設)

●その他 日帰り施設(9施設)

### 

- ●船員保険会(4施設)
- ホテル法華クラブグループ(19施設)
- ●高輪・品川プリンスホテルグループ(4施設)●かんぽの宿(50施設)
- プリンスホテル優待プラン
- ●湯快リゾートグループ(29施設)
- ●ダイワロイヤルホテルズ(27施設)
- HMIホテルグループ(53施設)
- \*申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

### ご利用ください

### **優待契約施設に「日本スキー場開発グループ」が** 運営する施設が加わりました

会員事業所の被保険者とそのご家族の方の健康増進のお手伝いとして、宿泊施設等が優待価格でご利用できる よう各施設と契約していますが、この度「日本スキー場開発グループ」が運営するスキー場などの施設を優待価 格でご利用できるようになりました。

グリーンシーズンは、キャンプ場の入場料やゴンドラ利用料などの割引、ウインターシーズンは、各スキー場 のリフト1日券やレンタル料金の割引など1年を通してご利用ができます。

主な施設は、白馬八方尾根スキー場、白馬岩岳スキー場、栂池高原スキー場、鹿島槍スキー場、めいほうスキー 場などです。詳しくは、愛知県社会保険協会ホームページよりご確認ください。

会員証不要、インターネットでのお申し込み

➡➡ お申込みをされる場合、パスワード等は以下を入力してください ➡➡ パスワードは「gomountain」 所属団体は「愛知県社会保険協会」

## 『アイススケート滑走海補助券』発行のご案内

下記施設のアイススケート滑走料の 補助券を発行します。

スケート場施設名	所 在 地
①邦和スポーツランド	名古屋市港区港栄 1-8-23
② モリコロパーク アイススケート場	長久手市茨ケ廻間乙 1533-1
③ 一 宮 市 ス ケ ー ト 場	一宮市松降 1-9-21
④ あさひが丘スケートリンク	西尾市東幡豆町洲崎山 147-2



- 上記施設のアイススケート滑走料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 2019年12月1日(日)から2020年3月8日(日まで(ただし、4)の施設は12月7日(日から2月24日(日まで)
- ◆発行枚数 2,500枚

## キーリフト補助券」発行のご案内

下記施設のスキーリフト 1日券の 購入補助券を発行します。

スキー場施設名	所 在 地
① ダ イ ナ ラ ン ド	岐阜県郡上市高鷲町西洞 3035-2
② 高 鷲 ス ノ ー パ ー ク	岐阜県郡上市高鷲町西洞 3086-1
③ ひるがの高原スキー場	岐阜県郡上市高鷲町ひるがの 4670-75
④ め い ほ う ス キ ー 場	岐阜県郡上市明宝奥住水沢上 3447-1
⑤ 治 部 坂 高 原 ス キ ー 場	長野県下伊那郡阿智村浪合 1192
⑥ ヘブンスそのはら Snow World	長野県下伊那郡阿智村智里 3731-4
⑦ 駒 ヶ 根 高 原 ス キ ー 場	長野県駒ヶ根市赤穂 5-879
8 鹿 島 槍 ス キ ー 場	長野県大町市平 20490-4



- ◆補助金額 上記施設のスキーリフト1日券購入料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 ①~⑦の施設はスキー場のオープンの日から2020年3月8日旧まで(ただし、④の施設は2月29日出まで)
  - ⑧の施設は2019年12月21日出から2020年3月8日旧まで
- ◆発行枚数 4,000枚

## ご狩り利用補助券」発行のご案内

下記施設のいちご狩り利用補助券 を発行します。

いちご狩り施設名			所 在 地	
①マル	カ	農	園	田原市池尻町精進川 60
② 南知多グリーンバレイ いこいの農園			農園	知多郡南知多町内海打越 39-1
③ ア グ	リス	浜 名	湖	静岡県浜松市西区平松町 2014-1



- ◆補助金額 上記施設のいちご狩り利用料金の一部を補助します。(詳細はホームページをご覧ください。)
- ◆利用期間 各施設とも2020年1月11日出から2020年3月8日(日まで (ただし、①の施設は1月12日(日)から)
- ◆発行枚数 6.000枚

### ※上記①~③のそれぞれの補助券について

- ◆申込資格 2019年度の社会保険協会費を 納入していただいた会員事業所の被保険者 とその被扶養者
- ▶1事業所の交付枚数 事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記 の表のとおり上限枚数を設定させていただ きますので、ご理解をお願いいたします。

事業所規模 (被保険者数)	上限枚数
1~99人	10枚
100~499人	20枚
500~999人	30枚
1,000人以上	40枚

※申込方法(申込書様式)、補助金額 等詳しいことは、愛知県社会保険協 会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連 絡いただければ、申込書等をFAXでお送り いたします。

(ご依頼の際、必要な申込書の種類と貴事業 所のFAX番号を必ず記入してください。)

## 下呂温泉・ぎふ長良川温泉 『温

愛知県社会保険協会が契約している下呂温泉・ぎふ長良川温泉の各旅館にご宿泊の際、「助成券」を利用すると、 1泊につき500円割引(他の割引や特別料金との併用可)となります。

2019年3月にご案内いたしましたが、引き続き会員事業所の皆様方のお申し込みをお待ちしております。 なお、下呂温泉のお申込期限は2019年12月13日到着分まで、ご利用は2019年12月31日宿泊分までです。 お早めにお申込みください。

\*申込方法等詳しくは、愛知県社会保険協会ホームページをご覧ください。

# 社会保険 No.536

— 令和元年11月発行 —

記事提供:日本年金機構大曽根地域代表年金事務所

全国健康保険協会愛知支部

行:一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL https://www.shaho-aichi.jp/